

**インドネシア共和国統一国家域内におけるルピアの使用義務に関する  
2015 年 6 月 1 日付インドネシア中央銀行通達第 17/11/DKSP 号の F A Q**

**A. 一般事項**

**1. このインドネシア中央銀行通達で検討されていることにはどんなことがあるのか？**

このインドネシア中央銀行通達はインドネシア共和国統一国家域内におけるルピアの使用義務に関するインドネシア中央銀行規則第 17/3/PBI/2015 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 70 号、インドネシア共和国追加官報第 5683 号）の実施細則をインドネシア中央銀行通達の形で規定する必要があることを検討し、発出されたものである。

**2. このインドネシア中央銀行通達を発出するインドネシア中央銀行の法的裏付けは何か？**

インドネシア中央銀行はインドネシア共和国統一国家域内におけるルピアの使用義務に関するインドネシア中央銀行規則第 17/3/PBI/2015 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 70 号、インドネシア共和国追加官報第 5683 号）第 22 条の細則はインドネシア中央銀行通達で規定するとの意図に基づいて発出した。

**3. このインドネシア中央銀行通達にはどのようなことが規定されているのか？**

このインドネシア中央銀行通達には以下のような事項が規定されている：

- a. 総則；
- b. 物品または／およびサービスのルピア価格表示義務；
- c. 書面で契約した戦略的なインフラ事業へのルピアの使用義務の実施；
- d. 特定の性質を持つ事業者の非現金取引のためのルピア使用義務の実施；
- e. インドネシア共和国統一国家域内におけるルピアの使用に関する報告；
- f. インドネシア共和国統一国家域内におけるルピアの使用順守への監督；
- g. 対応関係；
- h. その他の規則；
- i. 処分の手続き；
- j. 移行規定；および
- k. 終則。

**4. インドネシア共和国統一国家域内におけるルピアの使用義務規定の基本的な原則とは何か？**

インドネシア共和国統一国家域内におけるルピアの使用義務は属地主義を原則とするものである。インドネシア共和国統一国家域内において行われる取引は、居住者が実施するものおよび非居住者が実施するものも、現金および非現金による取引も、

インドネシア共和国統一国家域内において実施される限りにおいてはルピアを使用することが義務付けられる。

## 5. 取引と支払いは分けられるものであるか？

取引と支払いは一体のものである。インドネシア共和国統一国家域内において実施される取引は、その支払の受領がルピアでなければならない。

例：

外国の船会社A社はB社が管理するインドネシアにおける港湾サービスを利用した。A社はルピアの通貨を用いてエージェントを通じて現金で支払いをすること、またはその国の通貨を用いて送金することができる。送金により支払を行う場合、B社はA社からの支払いをルピアで受け取らなければならない。

## 6. どのような取引には外貨建てが許されているのか？

このインドネシア中央銀行通達において外貨の使用を許されているのは以下のような取引である：

- a. 国家予算実施における特定の取引；
- b. 外国から無償援助を受け取る、または外国に無償援助を付与する場合；
- c. 国際貿易取引；
- d. 外貨建ての預金や外貨建ての定期預金；
- e. 国際資金調達の取引。

および以下のような法規に基づいて実施される外貨建ての取引：

- a. 銀行およびシャリア銀行について規定している法律に基づいて銀行が実施する外貨建ての業務活動；
- b. 国債およびシャリア国債について規定している法律に基づいて政府が発行する外貨建ての有価証券のプライマリー・マーケット（発行市場）とセカンダリー・マーケット（流通市場）における取引；および
- c. 法律に基づいて実施される外貨建てのその他の取引。

## 7. どのような国家予算実施における特定の取引が外貨建てを使用することが許されているのか？

国家予算実施における特定の取引には以下が含まれる：

- a. 対外債務の支払い；
- b. 外貨建ての国内債務の支払い；
- c. 海外からの物品購入；
- d. 海外からの資本支出；
- e. 外貨建ての国債売却による国家歳入；
- f. その他の国家予算実施における特定の取引として納税、到着ビザ、税金以外の国家歳入がある。

**8. どのような外国から無償援助を受け取る、または外国に無償援助を付与する取引に外貨建ての使用が許されているのか？**

外国から無償援助を受け取る、または外国に無償援助を付与する場合において、当事者の一方が海外在住者である場合は外貨建ての使用が許される。無償援助を受け取る側と提供する側がインドネシア共和国統一国家域内に居住する場合はルピアを使用しなければならない。

**9. どのような国際貿易取引に外貨建ての使用が許されているのか？**

外貨建ての使用が許されている国際貿易取引には以下のようなものがある：

- a. インドネシア共和国の関税徴収地区へ物品を輸入する活動および／またはインドネシア共和国の関税徴収地区から物品を輸出する活動；および／または
- b. 以下のような方法で行われた国境を超えるサービス貿易活動：
  1. クロス・ボーダー・サプライ (cross border supply)、例えば（ネット上の）オンラインまたはコールセンターを通じた購入。クロス・ボーダー・サプライの理解には、海外の親会社によりインドネシアに勤務するよう任命された特定の技能を持つ専門家が含まれる；および
  2. 海外における消費 (consumption abroad)、例えば海外の大学に留学中、または海外の病院で治療を受けているインドネシア国籍の者。

**10. どのような外貨建ての預金や外貨建ての定期預金に外貨建ての使用が許されているのか？**

外貨建ての預金や外貨建ての定期預金などの、銀行における外貨建てによる貯蓄。

**11. どのような国際資金調達に外貨建ての使用が許されているのか？**

国際資金調達の取引で、当事者の一方が海外に居住しており、インドネシアにおける顧客に対して海外の銀行が融資するような場合。

国際資金調達の提供者が銀行である場合、銀行と外国の当事者間でルピアに対する外貨取引に関して規定した規則に従わなければならない。

**12. 国内の個人から国外の者への外貨建ての送金で、インドネシア共和国統一国家域内における取引から発生した支払いや義務の遂行という意図がないものはルピア使用が義務付けられるか？**

国内の個人から国外の者への外貨建ての送金で、インドネシア共和国統一国家域内における取引から発生した支払や義務の遂行という意図ではない送金についてはルピア使用が義務付けられない。

**13. 外貨建ての銀行業務の中で、外貨建てを使用することが許されるのはどのようなも**

### のがあるか？

銀行およびシャリア銀行について規定している法律に基づいて銀行が実施する外貨建ての業務活動には以下のようなものがある：

- a. 輸出およびその他の活動に対する外貨建てのクレジット；
- b. 外貨建ての銀行間の金融市場；
- c. 外貨建ての債券；
- d. 外貨建ての劣後債務 (*sub-debt*)；
- e. 外貨建ての有価証券の売買；および
- f. 銀行およびシャリア銀行について規定している法律およびその実施規則に定められた外貨建てによるその他の銀行取引。

これらの外貨建ての事業活動の理解には、当該事業活動の実施において銀行が課す手数料 (fee) も含まれる。

### 14. どのような政府の発行する有価証券の取引に外貨建ての使用が許されているのか？

国債およびシャリア国債について規定している法律に基づいて政府が発行する外貨建てのプライマリー・マーケット（発行市場）とセカンダリー・マーケット（流通市場）における有価証券の取引は外貨建てを使用することが許されている。

例：

政府が発行する外貨建てのグローバル・スーク取引。

### 15. 法律に定められていて外貨建てが可能な取引とはどのようなものがあるか？

外貨建てによるその他の取引について規定している法律にはインドネシア中央銀行に関する法律、投資に関する法律、資本送金に関する法律、およびインドネシア輸出入銀行に関する法律がある。

外貨建てによる送金や送還の活動のように、法律により規定されている外貨建てで実施可能な取引とは資本、利益、銀行利子、配当、その他の収入、投資資金調達に必要な追加資本などに対するものであり、投資に関する法律 2007 年第 25 号 8 条 (3) 項に規定されているとおりである。

また、資本送金に関する法律 2011 年第 3 号 2 条に規定されているような資本送金実施者が行う外貨建ての司法送金活動がある。

### 16. インドネシア共和国統一国家域内におけるルピアでなければならない支払いまたは義務の履行、および／またはその他の金銭取引として渡されたルピアの受け取りを拒否することは許されるか？

またはその他の金銭取引のための支払いとして渡されるルピアの受領は、何人もこれを拒否してはならない。

例：

物品および／またはサービスのサプライヤーは物品および／またはサービスの利用者からルピアを受領することを拒否してはならない。

ただし、以下の場合は禁止を除外される：

- a. 現金取引の際に受領したルピアの真偽に疑いがある場合；または
- b. 外貨建ての支払いまたは義務の履行が書面で契約されていた場合。

#### 17. 書面により契約していた取引の場合、外貨建てを使用することは許されるか？

基本的には、各関係者はインドネシア共和国統一国家域内における取引はルピアを使用することが義務付けられ、ルピアで行うべき支払いまたは義務の履行として渡されたルピアの受け取りを拒否することが禁じられている。

しかし、外貨による支払いまたは義務の履行を書面により契約していたことを考慮してルピアの受け取りを拒否することができる。ここで意図する書面による契約とは以下の場合にのみ可能である：

- a. ルピアの使用義務から除外されている取引；または
- b. 戦略的なインフラ事業でインドネシア中央銀行がルピアの使用義務から除外するという承認を受けているもの。

### B. 物品および／またはサービスの価格表示

#### 18. 物品および／またはサービスの価格表示に外貨建てを用いることは許されるか？

インドネシア共和国統一国家域内における各事業者は物品または／およびサービスの価格をルピアのみで表示する義務を負い、また物品または／およびサービスの価格をルピアと外貨での併記表示 (dual quotation) をすることを禁じる。

併記表示 (dual quotation) 禁止の例：

商店 A が 1 台のパソコンの価格を Rp15. 000. 000. 00 および USD1, 500. 00 と併記。

ここで意図する義務と禁止事項は以下の場合において実施される：

- a. 価格のラベル。例えば物品に記載されている値札；
- b. サービスへの報酬 (fee)。例えば不動産売買における仲介料、観光報酬、コンサルティング・フィー；
- c. 賃貸料。例えばアパート、家屋、オフィス、ビル、土地、倉庫、車両の賃；
- d. 料金。例えば港湾におけるコンテナ積荷降しの料金、または航空運賃、カーゴ料金；
- e. 価格表。例えばレストランのメニューの価格表；
- f. 契約。例えば契約または誓約書に記載される価格条項；
- g. 付け値、注文、請求書などの書類。例えばインボイス、デリバリー・オーダー、発注書、および／または
- h. 支払い証明。例えば領収書に記載されている価格。

## 19. 電子媒体を通じた物品または／およびサービスの表示はどうか？

物品または／およびサービスのルピア価格表示の義務と禁止事項は電子媒体を通じた物品または／およびサービスの表示にも適用される。

## C. 戦略的なインフラ事業

### 20. どのようなインフラ事業がルピア使用義務から除外される戦略的インフラ事業に分類されるのか？

インフラ事業には以下の事業が含まれる：

- a. 交通インフラ。空港サービス、港湾サービス提供、鉄道インフラが含まれる；
- b. 道路インフラ。有料高速道路、有料高速道路の橋が含まれる；
- c. 灌漑インフラ。配水溝が含まれる；
- d. 飲料水インフラ。取水ユニット、送水網、配水網、飲料水加工ユニットが含まれる；
- e. 衛生インフラ。污水处理施設、収集網と主要網、ごみの運搬とゴミ捨て場を含むごみ施設。
- f. 情報通信インフラ。通信網、E-ガバメント・インフラが含まれる；
- g. 電力インフラ。地熱による発電施設、送電、配電が含まれる；および
- h. 石油ガスインフラ。石油・ガスのトランスミッションおよび／または配送が含まれる。

上記のインフラ事業は以下の場合、ルピア使用から除外されることができる：

- a. 中央政府または地方政府が、事業主に対して関係省庁／機関から発効された証明書により証明される戦略的インフラ事業であることを明言している場合；および
- b. インドネシア中央銀行からルピアの使用義務から除外するという承認を受けている場合。

### 21. インドネシア中央銀行は戦略的インフラ事業の申請に対して承認を与える際にどのようなことを検討するのか？

承認を与える場合、インドネシア中央銀行は事業の資金源、当該事業がマクロ経済の安定に与える影響を検討する。

### 22. 戦略的インフラ事業のルピア使用義務除外の範囲はどこまでか？

インドネシア中央銀行が与えた戦略的インフラ事業におけるルピアの使用義務除外には以下を含むことができる：

- a. 戦略的インフラ事業の建設開始から建設終了までの取引；および／または
- b. 戦略的インフラ事業の成果による物品またはサービスの販売における取引で、当該物品またはサービスの販売が当該事業の当初から約束されていたというこ

とが条件となる。

**23. コンソーシアムが実施するインフラ事業の実施について申請を行うときはどのようにすればよいのか？**

コンソーシアムにより事業を実施する場合、申請は当該コンソーシアムの一員がコンソーシアムの名のもとに、コンソーシアムのために行うことができ、または当該コンソーシアムのメンバーが合同で申請を行うことができる。

**24. ルピア使用義務を除外されるための戦略的インフラ事業申請の提出手続きはどのようなものか？**

- a. 申請者はインドネシア中央銀行に対して書面で申請を提出する。
- b. 申請書は以下の書類を添付していなければならない：
  - 1) 申請者の正当性を示す書類。例えば設立証書、変更を含む企業の定款、居住証明書、事業体のプロフィール；
  - 2) 実施する事業が戦略的インフラ事業であると証明する権限ある省庁または機関からの証明書；
  - 3) 建設実施業者または請負業者が申請書を提出する場合、戦略的インフラ事業を証明するものはb号の意図する証明書の写しに以下のことを明言する推薦状を添付すること：
    - a) 実施する事業は戦略的インフラ事業の一部であること；および／または
    - b) 事業の実施においてインドネシア共和国統一国家域外からの物品および／またはサービスの調達に外貨が必要であること。
  - 4) 申請者が原本と同じであることを明言された、支払いには外貨を使用すると明言した書面による契約書のコピー。
- c. 申請の手続きを行う場合において、インドネシア中央銀行は申請者の提出した申請書に関連して説明を求める、および／または追加書類を求める、および事業場所の調査のような調査を実施することができる。
- d. インドネシア中央銀行は申請書が揃った形で受け取った日から 30 日以内に提出された申請書を承認または却下する。
- e. インドネシア中央銀行は申請書の手続きに 30 日を超えて超過日数が必要となった場合は申請者に書面で伝える。

**D. 特定の性質を持つ事業者の非現金取引のためのルピア使用義務の実施**

**25. ルピア使用義務実施に関連し、インドネシア中央銀行は特定の性質を持つ事業者が持つ問題に対して何らかの施策を決定する際、何を検討するのか？**

何らかの施策を決定する場合、インドネシア中央銀行は以下の事項を検討する：

- a. 事業者の準備。例えばルピアの使用義務の適用をする場合、事業活動のプロセ

スおよび／またはシステム、および／または特定事業者において基本的な変更が必要である場合；

- b. 事業活動の継続性。例えば十分な移行期間なく直ちにルピアの使用義務の適用をする場合、事業活動の継続性に影響が出る場合；
- c. 投資活動。例えば事業活動において一定期間は外貨建ての資金調達が必要であり、直ちにルピアの使用義務を適用すると当該投資に支障が出る場合；および／または
- d. 国家経済成長に対して多大な影響を持つ事業活動。

## 26. その他に検討することはあるか？

要因を検討する以外に、インドネシア中央銀行は事業者がインドネシア中央銀行規則を順守しているかどうかについても検討を行う。例えば輸出による外貨獲得の義務、ノンバンク企業からの対外債務管理における慎重さの原則の適用である。

## E. ルピアの使用に関する報告

### 27. インドネシア中央銀行はこのルピア使用義務の実施に関して報告書を要求するか？

インドネシア中央銀行はルピアの使用義務実施に関連し各関係者に対して報告、説明、および／またはデータを求める権限を有する。

### 28. インドネシア中央銀行に報告書を求められた者はどのような義務を負うか？

各関係者は、報告書、説明、および／またはデータをインドネシア中央銀行に提出する義務を負い、インドネシア中央銀行が求めた場合はその副次的な書類を添付して提出しなければならない。

## F. ルピア使用義務の実施に関する監督と処分

### 29. インドネシア共和国統一国家域内におけるルピア使用義務の実施に関してインドネシア中央銀行が実施する監督とはどのようなものか？

インドネシア中央銀行はルピア使用義務の実施と物品および／またはサービスの価格のルピア表示の順守について直接のおよび間接的な監督を実施する。直接的な監督とは、インドネシア中央銀行が時として実施することができる調査により実施されるものである。間接的な監督とは、各関係者が提出する報告書に対する分析と評価活動を通じて実施されるものである。

### 30. インドネシア中央銀行が実施する直接的監督とはどのようなものか？

直接的監督を行う上で、インドネシア中央銀行は調査対象者に対し調査官に以下の

ものを提供するように求めることができる：

- a. 財務報告書、取引データ、副次的データ；
- b. 事業活動と関連のあるオペレーショナル活動と設備に対する視察を行うためのアクセス。
- c. 調査実施中にルピア使用義務に関係する取引と活動に関する権限と能力のある方面からの説明。

**31. インドネシア共和国統一国家域内におけるルピア使用義務および／または物品および／またはサービスの価格表示の義務に違反した者はどのような処分を受けるか？**

インドネシア共和国統一国家域内におけるルピアの使用義務に対して違反をした者は処分を受ける。その規則は以下の通り：

- a. 現金取引におけるルピアの使用義務および／または現金取引におけるルピア拒否禁止に対する違反については、通貨に関する法律 2011 年第 7 号の第 33 条の意図する刑事規則が適用される。
- b. 非現金取引におけるルピアの使用義務違反に対する処分の適用は以下のような規定により行政処分が科される：
  - 1) 書面による警告；
  - 2) 支払い義務付け。取引額の 1% であり、支払い義務の額は最大 10 億ルピアとする。
  - 3) 支払い取引への参加禁止。
- c. 物品または／およびサービスの価格のルピア表示義務および報告、説明、および／またはデータ提出義務の違反に対しては書面による警告の行政処分が科される。

**G. 対応関係**

**32. インドネシア中央銀行への申請書提出、報告書提出、および／または書類のやり取りはどのようにすればよいか？**

申請書提出、報告書の提出および／または書類のやり取りはインドネシア語で行い、以下のインドネシア中央銀行の住所に提出する：

Departemen Kebijakan dan Pengawasan Sistem Pembayaran  
Kompleks Perkantoran Bank Indonesia Gedung D lantai 5  
Jl. M. H. Thamrin No. 2  
Jakarta 10350

上記住所が変更になった場合、インドネシア中央銀行は書面および／またはその他のメディアを通じて通知する。

## H. その他

### 33. 2015 年 7 月 1 日以前に作成した外貨建ての支払いまたは義務の履行に関する書面による協約に対する実施細則はどのようなものか？

2015 年 7 月 1 日以前に作成した外貨建てによる支払いや義務履行に関する書面の協約に対しては以下の規則を適応する：

- a. 発注書 (*purchasing order*) やデリバリー・オーダー (*delivery order*) のような関係者が行う取引を内容とする基本協約、派生協約またはその他の書類を含む書面の協約。
- b. 2015 年 7 月 1 日以降作成された基本協約から派生またはその実施細則としての書面による協約で、独立した協約として扱われる場合にはインドネシア共和国統一国家域内におけるルピアの使用義務について定めた規定に従わなければならない。
- c. 2015 年 7 月 1 日以降に実施される書面による協約の延長および／または変更についてはインドネシア共和国統一国家域内におけるルピアの使用義務について定めた規定に従わなければならない。書面による協約の変更とは協約の関係者、物品および／またはサービスの価格、および／または協約対象の変更である。

### 34. このインドネシア中央銀行通達はいつから施行されるか？

このインドネシア中央銀行通達は 2015 年 6 月 1 日から施行される。

---o0o---